

貴重な自然を壊してまで 北見道路を作る必要があったのか ～北見道路市民運動 11年の歩みから検証する～

川崎 克

要 旨

北見道路（一般国道 39 号北見バイパス）の中止を求める市民運動は、11 年間の長い闘いになりました。“20 年以上も北見の野草を観察し記録している「草の会」のメンバー”、“野鳥やリスなどの写真を撮り続けているカメラマン”、“野鳥の鳴き声や四季折々の北見ヶ丘の表情を楽しみながら散歩する市民”たちが、「身近にある自然を残したい」との一点で一致し、2003 年 10 月に立ち上がりました。

北見ヶ丘の豊かな自然の調査・研究、北見ももんが裁判の経緯と成果、さらには北見道路市民運動の成果と今後の課題などを報告します。

北海道自然保護協会をはじめ、多くの研究者・全国全道の自然を愛する方々から、無償のご協力、励ましのお言葉やカンパなどたくさんのご協力を頂きました。この場を借りまして心からのお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

1 はじめに

北見市には、オホーツク海沿岸の網走市と道央圏中心の旭川市を結ぶ国道 39 号が通っている。北見道路は、北見市街地の南側を迂回する国道 39 号のバイパス道路で、北見市北上と端野町川向を結ぶ 10.3 km の「高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路」として、全国の“高規格道路 1 万 4 千 km”の一部とされている（図 1）。この道路は、将来「北海道横断道網走線」の陸別町小利別～北見間 28 km と結び、網走管内と十勝・道央を結ぶ高速道路（「北海道横断自動車道」）計画の一部とされている。

この北見バイパス道路は、1997 年に北海道開発局網走開発建設部により計画され、1999 年に形式的な住民説明会は行われたが、多くの市民は知ら

ないままに始まった。2003 年に、北見ヶ丘周辺の豊かな自然を守ろうと活動をしてきた「中の島ファン倶楽部」の呼びかけで、北見ヶ丘付近のルート変更を求めて、「北見の自然風土を考える」市民連絡会が発足した。設立集會に集まった 40 名ほどの市民は「身近にある自然を残したい」との気持ちで一致していた（川崎 2006）。それがその後 10 年に及ぶ北見道路反対運動の始まりであった。

北見道路（10.3 km）は 2004 年 10 月に強硬に着工されたが、2006 年 2 月に開かれた国土開発幹線自動車道建設會議では、「この区間の費用対効果が特に低く全国最低区間」であるとの理由から全面整備を断念するとされ、「北海道横断自動車道」がつながらなくなったという、まことに不思議で異様な道路である。

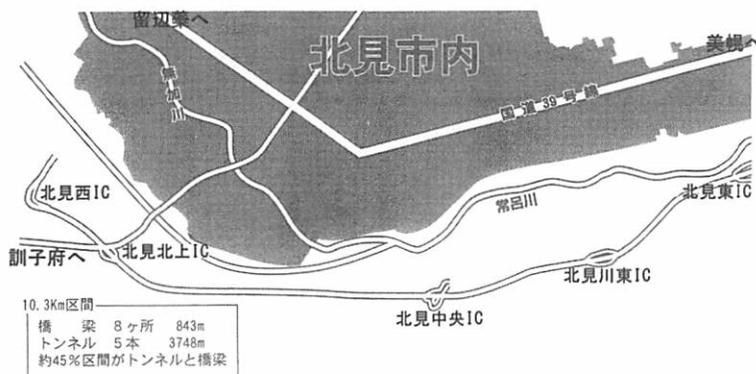


図 1 北見道路の位置（川崎 2006 より）

北見道路が建設された 北見ヶ丘・南丘の自然の豊かさ

大雪山からオホーツク海に向かって流れる常呂川右岸の丘陵地は、自然林に被われた斜面と自然河川である常呂川が一体となって自然性が高く、自然が豊かな地域である。その丘陵地を刻む沢をまたぐ橋梁の建設と5箇所トンネル掘削を伴った北見道路ができあがり、工事中とともに工事後の自然への影響が危惧されている。

貴重な水生動物・魚類の宝庫

ニホンザリガニは、東北地方北部と北海道に生息する日本固有種で、近年生息地の破壊や水質の悪化などによって激減し絶滅危惧種にされたが、北見地方はこの種にとって聖域となっている。鏡垣氏（水生生物専門家、十勝自然保護協会）による7年間の調査では、北見道路の工事に伴いニホンザリガニが激減したことが明らかになった。また、北海道固有種であるエゾサンショウウオは、以前、南丘の沢に生息していたが、工事後に見られなくなった。

他方、丘陵を刻む小さな川には、準絶滅危惧種のシベリアヤツメやヤチウグイが生息し、湧き水が必要なイトヨ、トミヨおよびイバラトミヨのような希少な魚類も生息している。

さまざまな植物たち

丘陵地を被う自然林では、春一番、キタミフクジュソウ（国と道の絶滅危惧種：国内では道東・道北に限られる）が最初に咲く。その後、フデリンドウ・クリソウ・ミヤマハンショウヅル（高山植物）・ホソバツルリンドウ（国の絶滅危惧種：写真1）などが次々と咲く。

佐藤 謙氏（北海学園大学教授、北海道自然保護協会前会長）の調査によると、市街地から10分程度の近距離にある丘陵なのに、落葉広葉樹の種類が豊富な自然林が残され、上記種以外に、国または道の絶滅危惧植物（クシロワチガイソウ・ベニバナヤマシャクヤク・エゾオトギリ・エゾノクサタチバナ・ネムロブシダマなど）、他の希少植物（イワトラノオ・イワカゲワラビなど）、さらには高山植物（エゾノヒメクラマゴケ・オオカサモチ・アオチドリ）まで含み、多数の野生植物が確認されている。ただし、佐藤氏によると、環境アセスメント書に440種以上の植物がリストアップされているが、追認できない植物が少なくなく、また世界自然遺産の知床山系でも標高約250m以下で約200種にすぎないので、環境アセスメント書の



写真1 ホソバツルリンドウ
（北見ヶ丘にて、金田正美氏撮影）



写真2 エゾモモンガ
（北見ヶ丘にて、嶋田美智子氏撮影）

信頼性が問われるという。

さまざまな動物たち

自然林では、エゾモモンガ（写真2）・エゾリスなどの小型ほ乳類のほか、鳥類90種・爬虫類2種・昆虫類733種・甲殻類など、希少種を含んだ北見地方を代表するたくさんの動物が生息している。

とくに国指定天然記念物のオジロワシは、この地域の自然林で営巣し、繁殖している。12万都市の市街地中心から3.5kmの近距離におけるオジロワシの営巣は、学芸員の調査によると極めて稀であることが明らかになった。

また、自然林の腐朽木にすむアリなどの昆虫類を餌とする国指定天然記念物クマゲラと小動物や魚類を餌とする国指定天然記念物オオワシが生息しており、この地域の自然が豊かであることがわかる。

3 北見道路事業の目的・必然性・効果 について明確な根拠が認められない ～つながらなくなった無駄な道路～

事業の目的は、膨大な公共事業予算投下を正当化する根拠となるとともに、事業完成後にその事業効果を測定する重要な要素であるので、厳密に検証される必要がある。以下に述べるように、国土交通省による目的の説明には実態との乖離、大きな矛盾がある。

目的1「市街地の渋滞緩和」について：

国土交通省の説明により、「一般道路39号で渋滞や交通事故が多いので北見道路を造る」という目的が示された。しかし、事実は、以下の通りであった。国土交通省道路局による平均旅行速度では時速20km以下を渋滞とするが、北見市街地における渋滞は、2005年に大幅に改善され、それ以降は認められない。大通り西1丁目の状況は、2011年度に向けて、北見東急百貨店が撤退し、2010年3月には東急インも撤退したので、その後一層渋滞が緩和されることが予測された。

	1999年度	2005年度
北見大通西一丁目 (平日、混雑時)	19.9 km/時	21.2 km/時
端野三区	28.2 km/時	31.5 km/時

(国土交通省道路局調べ)

目的2「交通事故対策」について：

国土交通省の説明によると、「死亡事故は人対車両で全道平均の4.5倍である」とされたが、事実は、国土交通省道路局データによると、2003年～2005年の3年間、国道39号では死亡事故がなかった。

目的3「地域医療に対する支援、救急搬送」について：

国土交通省の説明では「救急搬送のため北見道路が必要である」とのことであったが、事実は異なる。北見市における救急指定病院は市街地中心部にあり、北見道路を使用するとかえって10分以上遅くなる。そのため、北見道路が救急搬送に利用できるのか大いに疑問である。北見医師会は、2006年10月、当初提出した北見道路建設賛成の意見書を取り下げている。

目的4「地域の観光支援」について：

国土交通省の説明によると、「北見道路は知床へつなぐ道路として必要である」という。しかし、

実際には、札幌・旭川方面から知床への高規格道路はすでに旭川－白滝－遠軽間が建設され、北見市に達しつつある。観光バス等はその後、市街地北側の相内・大正地区を經由して通過するのがほとんどであり、市街地南側に新たな北見道路は必要ない。

目的5「北海道横断自動車道と一体となり、高速ネットワークになること」について：

国土交通省の説明では、「北見道路は、北海道横断自動車道とつながり、高速ネットワークに寄与するため必要である」としていた。しかし、2006年2月に開かれた国土開発幹線自動車道建設会議において、帯広－北見間は費用対便益が特に低いため、全面整備が断念された。その後北見－陸別町小利別間の28kmのみの建設が認められ、「北海道横断自動車道」がなくなつたのである。

以上のように、国土交通省が掲げた目的に明確な根拠がないにもかかわらず、北見道路は、私達市民25,522名の反対署名を踏みにじり、2013年3月に398億円の費用をかけて造られてしまったのである。

4 北見ももんが訴訟の経過と成果 (文末年表参照)

私たちは、北見に住む市民10名の原告団と市川守弘弁護士を始めとする全道の弁護士8名の訴訟代理人によって、「北見ももんが訴訟(第1次)」(北見道路、公金支出差し止め請求事件)を2009年10月30日に札幌地裁に起こした。被告北海道知事高橋はるみ氏に対して、北見道路建設に関する北海道による事業負担の支出差し止めを求めるものであった。2010年1月22日の第1回公判で、原告川崎 克が意見陳述において、私たちの気持ちは「身近にある自然を残し、次の世代の子ども達に渡したい」という一点であることを述べた。

北見ももんが訴訟はその後16回に及び公判が開かれた。第14回公判では証人尋問が行われ、交通論専門の武田 泉氏(北海道教育大准教授)、植物専門の佐藤 謙氏(北海学園大学教授)、水生生物専門の鏡 坦氏(十勝自然保護協会)の3人が、被告代理人の検事の質問に明確に回答した。

しかし、2013年3月29日第16回公判で棄却された。その後第1次ももんが訴訟は札幌高等裁判所に控訴がなされ、2013年10月17日から公判が始まり、2014年3月20日の第6回公判で棄却された。判決文は北海道開発局の資料を丸飲みした

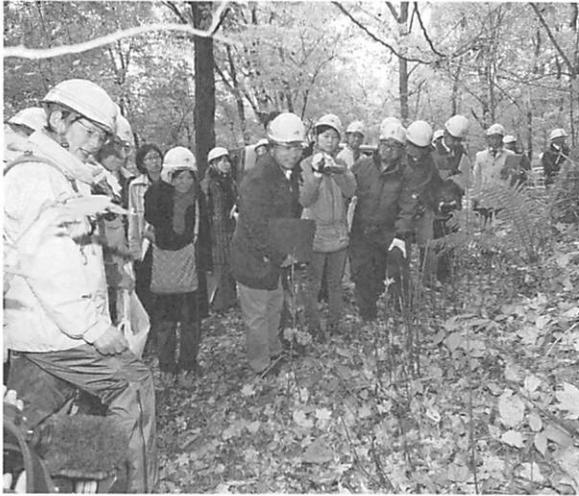


写真3 第2次ももんが訴訟における長谷川恭弘裁判長らの現地視察
(2012年10月26日、金田正美氏撮影)

内容であり、裁判長の良識や見識がまったくなくお粗末なものであった。

第2次北見ももんが訴訟（公金支出返還請求事件）は2011年9月29日から2013年9月19日の判決まで10回の公判が開かれた。第1回の意見陳述は原告佐藤 毅が、第4回の意見陳述は原告原田重美が行った。第8回（2013年1月24日）の公判は、生物多様性条約に関して日本を代表する研究者である磯崎博司氏（早稲田大学教授）が東京から出席し陳述した。2012年10月26日には長谷川恭弘裁判長による進行協議（現地視察）が行われた（写真3）。その後2013年9月19日に判決が出され、私たちは直ちに札幌高等裁判所への控訴を決定した。しかし、札幌高裁の裁判長が「国側を擁護する判決」しか下したことがない人物であることから、同年12月控訴を取り下げた。これにより、第2次北見ももんが訴訟は、「建設根拠に疑問がある」、「生物多様性条約は行政の裁量権を拘束する」と明示した全国初の判決を確定させ、判例として記録されることとなった。

第2次北見ももんが訴訟では、原告は北見市にとどまらず、札幌・帯広・旭川など全道に広がり56名の原告団となった。以上の訴訟では、北海道自然保護協会や北海道自然保護連合の会員などたくさんの方々の協力で進めることができ、いただいた暖かいご支援に心からの感謝を申し上げます。また、2010年3月に発足した「LOVEももんが」北見の自然を守ろう会には、全国・全道から200人を超える方々からカンパや激励が寄せられ、裁判闘争を闘うことができた。資金的には「自然の権利基金」に、本当にお世話になった。

5 北見道路判決の意義について

北見道路訴訟弁護団長の市川守弘氏が2014年4月に北見で行った市民報告会のレジメの一部を引用する。

『訴訟の論点は、この、高速道路になる道路を一般国道として建設することは国幹会議（筆注：国土開発幹線自動車道建設会議のこと）の議をへるなどの厳格な手続きを必要とする高速道路建設の脱法行為である点、また北見道路は身近に残された自然を破壊する自然破壊型の道路であり、違法な道路である点、の2点であった。

判決は、知事への損害賠償の請求を認めなかったが、上記論点については画期的な判断を示した。

(1) 脱法行為である点

判決では、高速道路は厳格な手続きが定められているのであるから、その手続きを執らないのは脱法とされる可能性があるとしつつ、「高速道路に並行する一般国道自動車専用道路」という道路建設も認められる。したがって、脱法行為でないとするには「高速道路に並行する一般国道自動車専用道路」の建設の必要性などが厳しく問われるとした。

国のいう「高速道路に並行する一般国道自動車専用道路」の建設の根拠である国道の渋滞解消などは根拠に乏しい。費用対効果分析は、高速道路として利用された場合の便益が含まれ、正しい分析になっていない。建設後に高速道路に編入される際に国幹会議の議をへるという国の主張は、建設当初に国幹会議の議をへなければならぬのだから本末転倒である。

したがって、北見道路を「高速道路に並行する一般国道自動車専用道路」として建設することは、その根拠に疑問がある。

この判決の内容は、今後全国で同様の高速道路が建設される際に有用であり、このような判断を更に押し進める判決を全国で積み重ねていく必要がある。

(2) 生物多様性条約違反の点

自然破壊の点では、生物多様性条約が国の道路建設の決定の際の裁量権を拘束しているという主張をしたが、判決では生物多様性条約について、条約は「直ちに一定の具体的な行為を義務付けているものと解することはできないが、生物多様性基本法、環境基本法、環境影響評価法、絶滅の恐れのある野生動物の保存に関する

法令の解釈指針としては、本件条約が機能するものといえるし、例えば締結国である国によって、希少生物の生息地を何らの保護措置もとらずに破壊する等の本件条約8条の趣旨を著しく没却するような行為が行われた場合には、裁量権の範囲を逸脱するものとして、そのような行為が違法と評価される可能性もあるというべきである。」との判断を示した。

この問題は、条約の国内的効力について、従来の判例では「政治的義務にすぎず、直ちに裁量権を拘束するものではない」としていた点について、明確に行政裁量権を拘束する、とした。

この判決は、全国で初めて生物多様性条約が行政裁量権を拘束するとしたもので、今後、各地で具体的に「保全措置が不十分」あるいは「執られていない」という生態学的主張を積み重ねることによって大きな成果を勝ちうる契機となると思われる。』

6 北見道路市民運動 11 年の成果

(1) 北見市民のお散歩道の豊かな自然林とミズナラの巨木が守られた

北海道開発局網走建設部との「1本でも自然林を切るな」という粘り強い交渉によって、北見ヶ丘の中腹から麓までの自然林と、推定樹齢500年のミズナラ(写真4)が守られて、北見市民の憩いの場であるお散歩道が残った。

(2) 住民の科学的な目が育てられた

10年に及ぶ研究者との現地調査や学習会によって、身近な自然の豊かさの再発見ができ、科学的客観的思考が鍛えられ、住民の見識が高まった。

(3) 国側の交通量需要予測が住民自らの交通量調査によって間違っていることが判明した 北海道開発局による北見道路の交通量予測(1



写真4 北見ヶ丘の主 推定樹齢500年のミズナラ
(北見ヶ丘にて、金田正美氏撮影)

日8,000~9,000台)に基づいて費用対効果が設定され、工事が始められた。しかし、2013年7月に私たちが行った実測調査によると、平日1日で2,830台、休日1日で2,284台という結果であった。北見道路を造る根拠はまさに崩れたと言える。国の交通量需要予測は間違っていたことが判明した。また、将来交通量予測の算定方式が構造的に合理性を欠いている疑いがあることも明らかになった。今後行政の費用対効果論のまやかし、費用についての過小評価、効果については過大評価するシステムを明らかにしなければならない。これからは、科学的根拠に基づく評価が求められる。

(4) 何故道路建設は止まらないか〜利権構造に組み込まれた北見道路〜

何故道路建設が止まらないかという、道路を造ることによって利益を得る人がいるから、とよく言われる。官僚・政治家・企業が利益共同体として建設を推進するという、政官業の「鉄のトライアングル」があると言われている。

この北見道路でも明らかになったことがある。国土交通省は、2001年に省庁再編成で、建設・運輸・国土・北海道開発局の4省庁を統合したマンモス官庁として誕生した。7万人の職員をかかえ、公共事業費の実に8割を握っている。国土交通省への情報公開請求によって、北見道路に関する請負業者・落札金額・落札率が明らかになった。その資料によると、2008年の川東トンネルは熊谷・田中特定JVが19億2千万円で落札、落札率78.69%であった。また、2010年の第2南ヶ丘トンネルは伊藤・荒井特定JVが10億2千8百万円で落札、落札率77.20%であり、2008年の第1南ヶ丘トンネルは戸田・飛島・伊藤特定JVが28億2千万円で落札、落札率91.35%であった。

札幌市オンブズマンの調査によると、落札率が90%を超える公共事業には談合の疑いが非常に高いと言われている。この観点から判断すると、北見道路における当時の総予算323億円の中で1番大きなトンネル工事である第1南ヶ丘トンネルの落札は、戸田・飛島・伊藤特定JVによるが、談合の疑いがきわめて濃いと考えることができる。

北見道路は、小泉首相時代の自民党幹事長であった北見出身の武部 勤氏がこの道路建設に力を注いだため、地元では「武部道路」といわれる。国土交通省の仕事作りと地元を利益を誘導する政治家、そして事業者による落札率の高さは、北見道路建設にも強固な利権構造があることを示唆している。

「高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路」であるこの北見道路は、「隠れ高速道路」

ということができ、全国 57ヶ所(2006 年 3 月末現在)の「高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路」の一つとして造られた。「高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路」は国土交通大臣が認可すれば、高速道路として事業が開始できる状況になっている。そこには、国民・道民に公平な感覚でもって理解してもらうのではなく、道路建設推進の立場だけからの勝手な論理が認められる。

7 今後の課題

第 1 に、北見市に対して、北見地域自然環境保全条例の制定を働きかけていきたいと考えている。「北見の自然風土を考える市民連絡会」だけでなく、「オホーツク地域自治研究所・自然環境研究会」、「北見ヶ丘おさんぽかい」などの市民団体と協力しながら、北見ヶ丘・南丘の自然を愛する数多くの人々の声を一つにまとめ、大きな力にしたいと考えている。

私たち市民連絡会は、すでに 2009 年にオホーツク地域自治研究所と共同で、「観音さんの森 北見ヶ丘ガイドブック」(写真集)を 1 千部発行し、北見ヶ丘の自然の素晴らしさを広く知らせた実績を持っている。すでに北見市環境課とは話し合い

を進めており、資料提供も行っている。

第 2 に、北見道路問題を 11 年闘って強く感じていることは、公共投資の必要性を市民の目線でチェックする社会システムを作る必要があることである。2006 年 12 月に北海道自然保護協会の皆さんとともに、北海道開発局の事業審議委員会を初めて傍聴したが、審議会は開発局の単なる承認機関となっており、委員の選択基準も曖昧で、事業評価を決定する組織としてふさわしいかどうか、本質的な疑問を多く感じたからである。

環境破壊型事業を止め、地域の自然環境を保全し環境の再生に成功するかどうかは、自らの命と暮らしを守る地域に住んでいる住民の地域自治の問題であることを強く感じている。

引用文献

川崎 克 (2006) 強引に進められる北見バイパス道路～自然生態系の保護は、地域の漁業と農業を育てる～. 北海道の自然 (北海道自然保護協会会誌), 44, 82-86.

川崎 克 (かわさき まさる)

1952 年、日高支庁門別町富川生れ。2003 年 10 月「北見の自然風土を考える」市民連絡会を設立、2005 年 4 月より事務局長。オホーツク地域自治研究所常務理事補佐。

表 1 北見道路市民運動 11 年の歩み (山本節男氏作成)

年	月	事 項	内 容
2003 (H15)	10	緊急市民集会「北見バイパスを考える」	500 歳のミズナラと周辺の生態系 講師：高島 滋氏
		「北見の自然風土を考える」市民連絡会を設立	
	11	巨木ミズナラ公開観察会	樹木医 中内武五郎氏を迎えて
	11	川東の里山で探索会	ミズナラの幹でフロッタージュする
	12	第 1 回公開市民会議	北見ヶ丘～南丘、里山エリアの保全について パネラー：信田邦雄氏(参議院議員)、金子泰憲氏(北見市議会議員)、熊谷裕氏(北見市市議会議員)ほか
2004 (H16)	2	第 2 回公開市民会議	車座討論会
	2	北見ヶ丘～南丘エリアの開発中止を求める署名	北見バイパス計画ルートの見直しを求める署名 5,200 筆を国土交通省道路局と北海道開発局に提出
	5	第 3 回公開市民会議	報告「トンネルと自然環境への影響」 十勝自然保護協会 講演「道路建設と事業評価・住民参加」 講師：畠山武道氏(北大法学部大学院教授・北海道自然保護協会副会長) スライド上映「北見の里山の四季と生き物たち」 撮影・解説：金田正美氏(「うらやまのエゾリス」の作者)(参加者 65 名)
	7	北海道自然保護協会現地視察	
	8	北見ヶ丘～南丘エリアの里山の開発中止を求める署名	北見バイパス計画ルートの見直しを求める署名 10,535 筆を国土交通省道路局と北海道開発局に提出
	9	第 4 回公開市民会議	講演「北見バイパス工事計画の真相」 講師：武田 泉氏(北海道教育大学助教授) 報告「トンネル建設による水環境の問題点」 十勝自然保護協会
	9	北海道自然保護協会による現地調査	
	11	「一般国道 39 号北見バイパス中止を求める要望書」を国土交通大臣・北海道開発局長・北見市長に提出	北海道自然保護協会と「北見の自然風土を考える」市民連絡会の連名
	11	「一般国道 39 号北見バイパス(北見市～端野町)の予算凍結に関する要望書」を谷垣財務大臣に提出	北海道自然保護協会と「北見の自然風土を考える」市民連絡会の連名

2005 (H17)	1	第5回公開市民会議	講演「身近な自然の価値と道路計画」 講師：佐藤 謙氏(北海道自然保護協会会長・北海学園大学教授) 講演「生物多様性条約と道路問題」 講師：市川守弘氏(弁護士・環境法律家協会理事)(参加者150名)
	2	大門実紀史・紙智子両参議院議員の現地視察	
	5	「北見の自然風土を考える」市民連絡会および市民参加の現地調査	
	7	第1回コウモリ調査	出羽 寛氏(旭川大学教授)ほか
	9	絵本作家 あべ弘士氏デザインによるモモンガバッチ1,000個を作成	
	10	「一般国道39号北見バイパス(北見市～端野町)の予算凍結に関する要望書」を谷垣財務大臣に提出	
	12	北見道路に関する北海道開発局網走開発建設部との交渉	①寺の沢に関して、②作業道について、③動植物の移植について、④その他
2006 (H18)	3	第6回公開市民会議	講演「北見バイパスは本当に必要か」 講師：市川守弘氏
	3	北海道自然保護協会会誌「北海道の自然」No.44に執筆	北見道路予定地の自然環境と道路計画の問題点を紹介
	7	ニホンザリガニの生態調査	講演「北見市川東 東4号線の沢 これから生態変化を観察していく」 講師：鏡 坦氏(十勝自然保護協会)
	10	「一般国道39号北見バイパス中止を求める要望書」と署名を国土交通大臣、北海道開発局長に提出	北海道自然保護協会と「北見の自然風土を考える」市民連絡会の連名。署名14,987筆、合計25,522筆を提出
	12	北海道開発局事業審議委員会を傍聴	10年に1度の公共事業見直し(15名参加)
2007 (H19)	10	ニホンザリガニの生態調査	北見市川東の沢。講師：鏡 坦氏(十勝自然保護協会)
	10	寺の沢に関連する工事について説明	網走開発建設部が「北見の自然風土の会」から出されていた質問事項「寺の沢に関連する工事について」について説明
2008 (H20)	5	北見バイパス建設現場周辺自然調査	25～28日の3日間。講師：佐藤 謙氏・在田一則氏(北海道自然保護協会副会長)
	7	パンフレット「北見丘陵の宝もの」作成	北海道自然保護協会の協力で3,000部作成
	7	第7回公開市民講演会	講演「北見丘陵の絶滅種ニホンザリガニの生息状況」 講師：鏡 坦氏(十勝自然保護協会) 講演「北見丘陵の自然の特徴について」 講師：佐藤 謙氏 講演「北見バイパスの必要性の根拠くずれる」 講師：武田 泉氏(北海道教育大学札幌校准教授)(参加者48名)
	8	ニホンザリガニの生態調査	北見市川東の沢。講師：鏡 坦氏(十勝自然保護協会)
	8	「北見の自然を守ろう会」準備会	名称「LOVEももんが 北見の自然を守ろう会」とする。 市川弁護士が訴訟について説明 ①高速道路としての道路の問題 ②自然の問題 ③必要のない公共投資の問題 出席弁護士：市川守弘、荒井 剛、林 正樹、難波徹基、万字香苗の各氏
	9	北海道知事に意見書提出	滝口広三氏、土地収用法第25条の規定により知事に意見書を提出
	9	立木調査	21本の立木の樹種・樹齢・胸高・樹高を調査し、図面に落とす 市川守弘弁護士との話し合い(今後の活動について)
9	立木所有権保存の登記	北見市川東382番1の29,254㎡のうち北西部400㎡に生立する立木所有権保存の登記を申請(16本)	
	12	住民監査請求	高規格道路「北見道路」に、道が負担するのは違法と主張
2009 (H21)	3	「LOVEももんが 北見の自然を守ろう会」が観察会活動を開始	
	4	北見道路事務所に対して北見道路工事について質問・要望	「北見自然風土を考える」市民連絡会からの質問・要望に対して、北見道路事務所・計画係長吉田氏・工事課橋本氏から回答
	7	立木所有権保存の登記の解除	地主の申し入れによる
	7	ニホンザリガニの生態調査	北見市川東の沢 講師：鏡 坦氏(十勝自然保護協会)・林 直光氏(写真家、札幌)
	8	道支出差し止め請求	北見道路に関する国からの直轄事業負担金の差し止めに請求(請求人市川守弘弁護士ほか16名)
	9	住民監査請求に係る証拠の提出および陳述	札幌市監査委員事務局において行われたが、10月5日付で「各要件を充足しておらず、不適法な請求と判断し、却下する。」との通知がある
	9	「国道39号北見道路の予算凍結に関する要望書」を前原誠司国土交通大臣に送付	北見道路事業の目的・必要性・効果の根拠がなく、希少生物の生息に影響がある道路建設の予算凍結を求める
	10	ニホンザリガニの生態調査	2日は北見市川東の沢、3日は下流約120m。講師：鏡 坦氏(十勝自然保護協会)
	10	「北見自然風土を考える」市民連絡会(11名)が寺の沢の工事について網走開発建設部と交渉	市民連絡会より寺の緑を守るため工事について要望。北見道路事務所の計画係長吉田氏と工事課橋本氏が回答

	10	第一次 LOVE ももんが裁判起訴	札幌地方裁判所	
	11	エゾモモンガの巣箱かけ	中之島公園（3個）、北見ヶ丘（3個）	
2010 (H22)	1	第1回 第1次 LOVE ももんが裁判	川崎 克（事務局長）が意見陳述	
	2	日本共産党北海道議員団が北見道路の建設予定地を現地調査	花岡ユリ子・真下紀子両議員	
	4	環境大臣に質問状	①オジロワシの生息に関する件、②ホソバノツルリンドウの移植に関する件	
	6	ニホンザリガニの生態調査	北見市川東の沢。講師：鏡 坦氏（十勝自然保護協会）	
	7	植物の生育調査	北見ヶ丘建設現場と移植先を中心に調査をしたが、場所や移植時期不相当で大半が育っていない。講師：佐藤 謙氏（北海学園大学教授）	
	7	記者会見「北見道路における希少植物の移植について」考察と結論	佐藤 謙氏により今までの生態調査の結果より考察された（7月20日）。NHK・毎日・朝日・読売・道新・HBCなどで報道	
	8	工事現場周辺の動植物生態視察会（2日間）	弁護士（市川守弘弁護士ほか5名）・原告団・講師ら20名参加	
	8	網走開発建設部へニホンザリガニの保全策について質問（書面）	「北見自然風土を考える」市民連絡会代表佐藤毅名で9点について質問 網走開発建設部吉田係長より、10月1日に「正式な情報開示に基づくものでないので回答を控えさせてもらう」との回答	
2011 (H23)	1	「措置請求書」を北海道へ提出	北見道路の建設は違法な建設であり、道は違法な費用を負担してはならないと請求	
	2	北海道自然保護連合機関誌「北の自然」No.85に執筆	「北見市でこんな自然破壊が行われています」と戦いの実情を訴える	
	4	北海道庁において、北見道路に関する監査請求の意見陳述		
	5	北海道開発局がエゾモモンガ用に設置した巣箱調査	10個設置したとのことだが9個確認。7個は巣として形跡ナシ。カラ類と思われる鳥が巣に1個を利用。スズメバチの巣が1個。	
	9	第1回 第二次 LOVE ももんが裁判	佐藤 毅氏（「北見自然風土を考える」市民連絡会代表）が陳述	
	11	4団体で「市民と語ろう〜どこでも市長室」を行う	北見ヶ丘・川東地区の自然環境を守るために「北見市環境保護地区指定」について オホーツク地域自治研究所自然環境研究会 「北見の自然風土を考える」市民連絡会 北見ヶ丘おさんぽかい LOVE ももんが（北見の自然を守ろう会）	
	11	生物多様性に関する地域意見交換会	基調講演「昆虫から見た北海道の生物多様性—地域調査と博物館の多様性—」 講師：大原昌宏氏（北海道大学総合博物館 教授） 活動事例発表「昆虫から見た北海道の生物多様性」 佐藤正美氏（丸瀬布昆虫同好会会長）、「ウチダザリガニについて」 鬼丸和幸氏（美幌博物館学芸員）	
2012 (H24)	3	一般国道39号「北見道路」計画策定と建設経緯に係る意見書の提出	武田 泉氏（北海道教育大学札幌校准教授）	
	4	第4回 第二次 LOVE ももんが裁判	DVDを使って意見陳述「北見丘陵とはこんなところ」 原田重美氏（原告）	
	4	講演会「北見道路訴訟（ももんが訴訟）の歴史的意義」を開催	札幌弁護士会館にて、参加者27名。講師：橋本良仁氏（高尾山天狗裁判・道路公害反対運動全国連絡会事務局長）	
	6	植物の生育調査・現地視察報告会	「北見バイパス工事で自然環境はどうなったか」 講師：佐藤 謙氏	
	7	ニホンザリガニの生態調査	北見市川東の沢、個体数の減少が見られた。講師：鏡 坦氏（十勝自然保護協会）	
	8	第二次 LOVE ももんが裁判、長谷川恭弘裁判長の現地視察を受け、案内をする現場を確認	市川守弘氏ほか5名の弁護士、市川利美氏、武田 泉氏、鏡 坦氏を含め25名が参加	
	9	ニホンザリガニの生態調査	東6号の沢。鏡 坦氏（十勝自然保護協会）、村木氏	
	9	現地調査	及川氏、嶋田氏、村木氏	
	10	第二次 LOVE ももんが裁判の進行協議（現地視察）	長谷川恭弘裁判長ほか、原告団15名、弁護士5名（市川・難波・青木・荒井・今橋の各氏）、国、道、合わせて50名が参加 北見南IC予定地（小利別～北見、接合部） 寺の沢周辺（植物移植先他植物・モモンガ） 東6号出入口（ニホンザリガニ生息地）	
	12	第14回 第一次 LOVE ももんが裁判	意見陳述：佐藤謙氏「建設現場の植物移植の失敗など道路により貴重な自然環境が破壊されている」、武田 泉氏「国幹会議の議決を経ずに建設される国道の問題、北見道路の問題について」、鏡 坦氏（十勝自然保護協会）「道路建設によってニホンザリガニの生息地が破壊されている事実について」	
	2013 (H25)	1	第15回 第一次 LOVE ももんが裁判結審	
		1	第8回 第二次 LOVE ももんが裁判	意見陳述：磯崎博司氏（早稲田大学教授）「生物多様性条約について」
2		「LOVE ももんが、ももんがに会えるかな、夕方のお散歩会」	中之島公園で観察会があり、3日間で18名参加。北側の巣で2匹、南側の巣で2匹、計4匹のエゾモモンガを確認。	
3		第16回 第一次 LOVE ももんが裁判判決	棄却される	
	3	北見道路供用開始		

	5	講演会「北見道路は本当に必要だったので しょうか」	北見市民会館 (30名参加) 講師：橋本良仁氏 (公共事業改革市民会議代表・道路住民運動全国連 絡会事務局長)
	7	一般国道 39 号北見道路交通量測定	端野出入口 7 日(日)07:00~13:00、18(木)13:00~19:00 西 7 号線出入口 8 日(月)07:00~13:00、12 日(金)13:00~19:00 道路建設時の予測交通量は、8,000~9,000 台/日であったが、24 時間 交通量は北見西 IC 断面では、平日 2,830 台、休日 2,284 台であった。
	9	第 10 回 第二次 LOVE ももんが裁判判決	棄却 しかし、「建設根拠に疑問がある」、「生物多様性条約は行政の裁量権を 拘束する」との判決が出る。
	9	記者会見 (図書館ネットワーク福村書店 F2 において)	「北見の自然風土を考える」市民連絡会：「市民による北見道路の交通 量調査について」 武田 泉氏(北海道教育大学札幌校准教授)：「北見 道路開通後の利用実態に関する独自調査を踏まえた分析」
	10	第 1 回 第一次 LOVE モモンガ裁判控訴審	札幌高等裁判所
	11	第 39 回道路全国連 (道路住民運動全国連絡 会)・全国交流集会 (東京)	「北見道路判決の意義」 講師：市川守弘氏 (北見道路訴訟弁護団) 「北見道路と JR 北海道 (無駄な道路建設と危機的鉄道建設の関係)」 講師：武田 泉氏 (北海道教育大学札幌校准教授)
2014 (H26)	3	第 4 回 第一次 LOVE モモンガ裁判控訴審 判決	棄却される
	4	北見道路訴訟 (LOVE ももんが裁判) 報告集 会	報告「北見判決の意義」 講師：北見道路訴訟弁護団団長 市川守弘 氏
	6	植物の生態現地調査 (2 日間)	北見道路建設地周辺での移植地・法面を調査。講師：佐藤 謙氏 (北 海学園大学教授)

「LOVE ももんがだより」の発行：2009 年 7 月～2014 年 8 月の間に 6 回発行